

大分市・臼杵市うすきしの風力発電所開発 環境影響評価書に対する審査結果の受領

2022年3月4日
関西電力株式会社

当社グループは、大分県大分市・臼杵市うすきしにおいて、風力発電所開発の一環として環境影響評価を実施してきました。本年2月、経済産業大臣に環境影響評価書（以下、評価書）※を届出し、本日、環境の保全について適正な配慮がなされており、評価書の変更が必要ないとする審査結果を受領しました。

これを受けて、今後、電気事業法に基づき評価書およびこれを要約した書類（以下、要約書）を大分県知事、大分市長、臼杵市長に送付します。また、評価書を作成した旨を公告し、4月1日から評価書および要約書を公表します。

<（仮称）大分・臼杵ウィンドファーム事業の概要>

事業者	大分臼杵風力発電合同会社（関西電力100%出資） *2020年8月設立
場 所	大分県大分市および臼杵市にまたがる行政界付近から 大分市東部へと連なる尾根部
設備規模 (発電出力)	26,000kW (3,600kWの風力発電設備を8基設置予定)
工事 開始時期	2022年度
営業運転 開始時期	2025年度
CO ₂ 削減量	約27,000t-CO ₂ /年

※（仮称）大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価書

以 上

添付資料1：環境影響評価書の概要

添付資料2：環境影響評価書等の縦覧期間および縦覧場所

環境影響評価書の概要

1. 対象事業

(仮称) 大分・臼杵ウィンドファーム事業

2. 対象事業の目的

風況に恵まれた大分市と臼杵市にまたがる尾根の一部において、地域との共生を図りながら風力発電事業を実施し、地球温暖化対策、わが国のエネルギー自給率の向上への寄与、地域活性化への貢献を目指して取り組むものである。

3. 事業計画の概要

(1) 対象事業実施区域

- ・位置：大分県大分市及び臼杵市にまたがる行政界付近から大分市東部へと連なる尾根部
- ・面積：約 685ha（改変面積：約 16.9ha）

(2) 発電設備及び主な環境保全対策の概要

項目	主な概要	
発電方式	風力（陸上）	
発電規模	26,000kW（3,600kW級×8基） （出力調整により、総出力は26,000kWを限度とする）	
主な環境保全対策	騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両台数を平準化し、ピーク時の台数を低減 ・可能な限り低騒音型の建設機械を使用 ・工事作業の平準化により稼働集中を回避 ・風力発電施設の適切な点検・整備
	景観	・周囲の環境になじみやすいように明度、彩度を抑えた風力発電施設の採用
	風車の影	・出来る限り住居等からの離隔
	動物	<ul style="list-style-type: none"> ・カットイン風速以下では、ブレードの回転を停止するフェザリングを実施 ・可能な限り低騒音型、低振動型の建設機械を使用 ・施設の点検時等を除きライトアップは行わない
植物	<ul style="list-style-type: none"> ・重要な種の生育環境の保全を基本 ・移植及びモニタリングを行う等の方策を含め、種の保全に努める 	

(3) 工事期間（予定）

工事開始時期：2022年度

運転開始時期：2025年度

4. 環境影響評価の概要

本事業の実施に伴う環境影響評価を実施した結果、実行可能な範囲内で環境影響を回避又は低減しており、国又は地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の維持・達成に支障を及ぼすものではない。主な予測・評価の概要は、次のとおりである。

(1) 騒音

a. 工事用資材等の搬出入に伴う騒音の予測結果

市道大志生木線（調査地点：道路1）で59、60デシベル、県道木田神崎線（調査地点：道路2）で67、68デシベル、広域農道関臼津線（調査地点：道路3）で60デシベルであり、環境基準を下回っている（※1）。

b. 建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果

夏季の大分市白木地区（調査地点：環境2）を除き、各季節いずれの地点とも環境基準値を下回っている（※2）。夏季の環境2においては、現況値が環境基準値を上回っているが、建設機械による騒音レベルの増加を1デシベルと最小限に抑えるよう環境保全に努める。

c. 施設の稼働に伴う将来の騒音レベル

夏季の大分市一尺屋田之浦地区（調査地点：環境1）の夜間、大分市白木地区（調査地点：環境2）の昼夜間、大分市志生木地区（調査地点：環境3）の夜間を除き、各季節いずれの地点、時間帯とも環境基準値を下回っている（※3）。夏季においては、現況値がすでに環境基準値を上回っているが、施設の稼働による騒音レベルの増加はない。

以上 a～c のことから、環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

※1…道路3は環境基準の適用を受けないが、「A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域」における環境準値と比較

※2…環境4（白杵市佐志生地区）は環境基準の類型指定がなされていないが参考としてA類型の環境基準値と比較

※3…環境4は環境基準の地域の類型指定がされていないため、参考としてA類型の環境基準値と比較

(2) 景観

白杵城址公園、水ヶ城山、臼津半島及び鎮南山については、本事業の風力発電施設と同時に景観資源が視認されるが、風力発電施設は重複せず、全ての眺望点で視認される風力発電施設の垂直視野角が「十分見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない」とされる1度未満であることから影響は小さいと考えられる。

また、樅の木山山頂については、視認される風力発電施設の垂直視野角は、景観的に大きな影響があり圧迫感を受ける眺望であり、眺望景観への影響が考えられる。しかし、主要な眺望方向が北方向の別府湾及び南方向の臼杵湾であり、視認される風力発電施設は尾根部に沿った東方向のみで、尾根部に延びる樹木の間で一部が視認される程度であることから影響は小さいと考えられる。

以上のことから、環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られているものと評価する。

(3) 風車の影

「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」において示されている海外のガイドラインの指針値「(実際の気象条件を考慮しない場合) 風車の影がかかる時間が年間 30 時間かつ 1 日 30 分を超えない。」と比較すると、年間 30 時間かつ 1 日 30 分を超える集落は存在していないため、本事業及び(仮称)大分ウィンドファーム事業の施設の稼働に伴う風車の影の影響は、実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。

(4) 事後調査

a. 動物

施設の点検時等を除きライトアップは行わない等の実効性のある環境保全措置を講じるものの、施設の稼働によるコウモリ類及び鳥類への影響(バードストライク及びバットストライク)については、予測に不確実性が伴うことから、事後調査を実施する。

b. 植物

改変面積の最小化、工事関係者への注意喚起、伐採木を用いたしがら柵の設置等の実効性のある環境保全措置を講じるものの、改変により消失する可能性のある重要種である植物(アオテンナンショウ)が存在するため、代償措置として移植を実施するが、移植した個体の定着については不確実性を伴うことから、事後調査を実施する。

以 上

<参考：対象事業実施区域の位置>



環境影響評価書等の縦覧期間および縦覧場所

●縦覧期間：2022年4月1日（金）から2022年5月2日（月）まで

●縦覧場所

縦覧場所	縦覧時間
大分県庁舎別館 5階環境保全課	開庁時 (土日祝日を除く)
大分市役所本庁舎 4階環境対策課	
鶴崎市民行政センター 1階	
植田市民行政センター 1階	
大在市民センター 1階	
坂ノ市市民センター 1階	
佐賀関市民センター 1階	
本神崎連絡所 1階	
一尺屋連絡所 1階	
臼杵市役所 1階環境課	
佐志生連絡事務所 1階	